



“妊婦のための支援給付” のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するため、妊婦さんへ「支援給付」を行っていること、ご存じですか？ 給付の仕組みはもちろん、保健師・助産師等が妊娠～出産、子育て等に関する相談にお答えしています。お気軽にお問い合わせください。

対象者

妊娠している方

(申請時点で大磯町に住民票があり、他の自治体で妊婦支援給付金の支給を受けていない方)

支給額

妊婦給付認定後

5万円

妊娠している
こどもの人数の届出後

妊娠している こどもの人数×5万円

給付と面談をセットで実施

1 まずは市区町村の相談窓口へ

窓口で給付の申請をしてください。その際、妊娠・出産の不安や困りごとの相談が可能です。



2 伴走型で相談支援します

出産前はもちろん、出産後も。相談を通じて、利用できる制度やサービスをご紹介します。



妊娠とは

本制度では、医療機関により胎児心拍が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。



申請時期

- ①妊婦給付認定申請 ……医療機関において妊娠が確認された後から
- ②妊娠しているこどもの人数の届出 ……出産予定日の8週間前の日から

※大磯町では【①母子手帳交付】【②4か月児健診】の来所に併せて手続きができるよう申請書をお渡ししています。詳細については、大磯町ホームページをご覧ください。

※流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に申請や届出ができます。

問合せ:大磯町子育て支援課 こども家庭係 母子保健担当
電話0463(61)4100 内線361・364

詳細はこちら
(大磯町HP)

